
監査委員公表

監査委員公表第2号

平成31年3月12日付H30-21000-00918、H30-21000-00952及びH30-21000-00911の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月30日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和仁
同	山	田	朋子
同	山	本	由夫

H31-01090-01497

令和元年5月31日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	山田	朋子	様
長崎県監査委員	山本	由夫	様

長崎県知事 中村 法道 印

平成30年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

平成31年3月12日付 H30-21000-00918 にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	危機管理監	消防学校	長崎県消防学校調理業務委託において、委託先に貸出した物品の貸付品管理簿が作成されていない。	指摘を受け、平成30年10月23日に貸付品管理簿を作成いたしました。
2	総務	壱岐振興局 管理部 税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等)	収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話、自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。 また、収入未済額の93.8%を占める個人県民税については、長崎県地方税回収機構の枠組みのもと壱岐市の職員と共に滞納者への折衝及び滞納処分を実施するなど、個々の実態に即した滞納整理を重点的に行い、収入未済額の縮減に取り組んでおります。 今回法人の破産等に伴い大口の滞納が発生し、対応を図りましたが、完結に至りませんでした。 今後は、管内法人の申告書などの関連資料を通して収支状況を的確に把握し、同様の事例に対し早期着手できるよう努めます。 今後とも、滞納者の実態に応じて効果的な徴収対策を講じて、更なる適正・公正な賦課徴収に努め、県税収入の確保を行ってまいります。
3	総務	対馬振興局 管理部 税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等)	収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話、自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。 特に、収入未済額の96.2%を占める個人県民税については、長崎県地方税回収機構の枠組みのもと収入未済額の縮減を図ることができましたが、調定額の約12%を占める滞納繰越額についての整理が進まず、結果として個人県民税の徴収率を押し下げることとなりました。 今後は、個人県民税の滞納繰越分に重点を置き、対馬市の職員と共に滞納者への折衝及び滞納処分を実施するなど、個々の実態に即した滞納整理を実施することにより、改善を図るよう努めてまいります。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
4	企画振興	対馬振興局 管理部 総務課	過年度に国に誤納付した雇用保険料について、時効により還付請求ができなくなっている。	<p>当該誤納付は本来、雇用保険料が免除となる免除対象高齢労働者に該当する嘱託職員から局が誤って雇用保険料を徴収し、国へ納付してしまい、誤納付分のうち、国への還付請求の時効にかかる年度があったため、請求ができない分が発生したものです。</p> <p>今回の事案は、雇用保険にかかる事務処理を組織的にチェックできる機能が働いていなかったことが発生原因であると考えています。</p> <p>本事案の発生を受けて、当局では、業務経験が少ない職員や決裁ラインの職員でも容易に要点をチェックでき、同様な事案が発生しないよう雇用保険事務にかかるチェックリストを独自で作成し、再発防止に努めております。</p>
5	福祉保健	東彼・北松 福祉事務所	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(生活保護費返還金等)	<p>収入未済の未然防止のため、保護世帯訪問時に収入申告義務の周知徹底を引き続き行っています。</p> <p>また、未収金対策会議を定期的に行い、各債務者に応じた徴収方針を検討すると共に、文書・電話による催告の他、債権管理事務非常勤職員と連携をとり、計画的な家庭訪問による催告を実施し徴収に努めています。</p> <p>あわせて、不実の申請により保護を受けた者等に対する徴収金については、保護費との調整も図りながら債権回収を進めます。</p> <p>今後も、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>
6	福祉保健	上五島福祉 事務所	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(生活保護費返還金等)	<p>収入未済の未然防止のため、保護世帯訪問時に収入申告義務の周知徹底を引き続き行っています。</p> <p>また、未収金対策会議を定期的に行い、各債務者に応じた徴収方針を検討すると共に、文書・電話による催告の他、債権管理事務非常勤職員と連携をとり、計画的な家庭訪問による催告を実施し徴収に努めています。</p> <p>あわせて、不実の申請により保護を受けた者等に対する徴収金については、保護費との調整も図りながら債権回収を進めます。</p> <p>今後も、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>
7	福祉保健	こども医療福祉 センター	外来料等の収納において、納入通知書の発行後、現金で収納した分を現金出納簿に登記していない。	<p>センター窓口閉鎖後、納入通知書を発行し、その後センター窓口に来院して支払われた外来料等について、現金出納簿に未登記だったものです。</p> <p>今後は、平成30年10月の出納局検査において指導を受けたことを踏まえ、現金出納簿と現金領収書との突合確認を定期的に行い、確実に現金出納簿に登記するよう関係職員に対して周知を行い、再発防止に努めております。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
8	福祉保健	こども医療福祉センター	建築物・建築設備定期点検業務委託で、既に実施した外壁の点検を重ねて実施している。	建築物外壁全面打診点検業務委託を平成29年9月15日までの委託期間で実施、建築物・建築設備定期点検業務委託を平成29年10月24日から平成30年2月28日までの委託期間で実施し、それぞれの仕様に外壁点検を計上していたものです。 今回の指摘をふまえ、今後は、一括発注による入札の実施や仕様の内容を精査し入札を実施するように努めてまいります。
9	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	ホームページ運用保守業務委託において、業務完了後遅滞なく提出させるべき完了報告書の提出を求めなかったため、履行確認が遅れ、過年度支出となっている。	履行確認を確実にするため、平成30年度契約より、業務完了報告の提出期限を「10日以内に」と契約書に明記するようにいたしました。 また、所内の財務会計事務取扱の資質向上のため、全職員を対象に会計事務研修を行ったところです。 今後とも、事業及び支出事務に携わる担当、班長、課長全員が、それぞれに丁寧な予算執行管理を行うとともに、年度をまたぐ処理については、確実に新しい担当者に引継ぎを行うことを徹底してまいります。
10	福祉保健	西彼福祉事務所	生活困窮者等就労準備支援事業業務委託において、委任事項が記載されていない委任状を受理し入札に参加させている。	公告に掲載した様式を使用していたため、参加者が加筆・押印した内容にチェックの視点が向き、一部文言(委任事項)の不記載には気が付かず見落としておりました。 今後は当事例のような事務的ミスを防ぐため、入札・契約事務マニュアルに基づき、入札会場で委任状・入札書を審査する際に使用するチェックリストを作成し、再発防止に努めてまいります。
11	産業労働	佐世保高等技術専門学校	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (契約解除違約金)	平成26年度の空調設備保守点検業務委託契約において、契約先の事業停止による履行不能により契約解除を行い、それに伴い違約金が発生したものです。 その後、契約相手方の代表者が死亡し、事業休止状態で再開の見込みがないことから、29年度は法人の残余財産の調査を行い、差し押さえる財産が無いことを確認しました。 平成30年度は法人登記簿等の確認を行い、法人に動きがないことを確認したところであり、今後は、平成30年度の包括外部監査で指摘のありましたとおり、相続放棄の書面確認を行う予定としております。
12	産業労働	佐世保高等技術専門学校	実習場ガス漏れ修繕工事において、契約書で定めた工事完了報告書が提出されないまま検査を行っている。	工事完了後の検査については、書面での工事完了報告書提出後に行うべきところ、支出段階における契約事務チェックリストの未活用により、業者からの口頭報告のみで検査を行っていたものです。 今回の指摘を受けて、監査後に契約したのものについては契約書の中で当該報告書の様式を別途定めるとともに、契約事務チェックリストについても、工事完了報告書等が添付されているか確実にチェックできるよう見直すなど、再発防止に努めてまいります。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
13	産業労働	佐世保高等技術専門学校	<p>自動販売機設置場所に係る県有財産貸付契約において、入札保証金から契約保証金への充当が遅延している。</p> <p>また、契約保証金不足分の納入がないまま、契約をしている。</p>	<p>平成28年度の当該契約において、当初の契約業者から契約期間中途にて「契約解除」の申し出があったことから、急遽新たに入札・契約業務を行うこととなったものですが、契約事務チェックリストの未活用により、不適切な事務処理を行っていたものです。</p> <p>今後は入札・契約事務マニュアル等の熟知に努めるとともに、契約事務チェックリストの活用により複数人での確認体制を強化するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
14	水産	五島振興局 上五島支所 建設部 管理・用地課	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (漁港施設占用料等、漁港施設等使用料相当額)</p>	<p>当該未収金については、債務者が破産手続中のもの又は破産手続の廃止が決定し法人登記が閉鎖されたものであり、未収金の回収の可能性は極めて厳しい状況であります。今後は、所要の手続を踏まえて不納欠損処分を行うことを予定しており、引き続き適切な債権管理に努めてまいります。</p>
15	水産	総合水産試験場	<p>超小型深度・温度データロガーの購入において、100万円を超える購入であるにもかかわらず、検査下命が行われておらず、検収調書も作成されていない。</p>	<p>データロガーは放流魚に装着し放流・回収してデータを収集するため、全て回収することは困難な物であるので現在は現物が確認できない状況です。このため消耗品として需用費で購入していたことから検査下命及び検収調書作成を失念した次第です。今後は財務規則に則り、必ず検査下命を行い、検収調書を作成することとし、必ず複数チェックを実践いたします。</p>
16	水産	五島振興局 建設部 管理・用地課	<p>戸楽漁港施設内において、長年にわたり不法占用状態が続いており解消されていない。</p> <p>また、不法占用に係る占用料相当額について請求すべきである。</p>	<p>当該不法占用物件の所有者に対し撤去指導を継続するとともに、不法占用部分の払下げも視野に入れながら、不法占用状態の解消に努めてまいります。</p> <p>占用料相当額の請求については、当該物件がそもそも占用許可できない物件であることを念頭に置きつつ、県管理の港湾や河川、道路など漁港以外にも数多くの不法占用物件が存在することを踏まえて、公有財産を所管している関連部局等とともに統一的な取り扱いを検討してまいります。</p>
17	農林	農林技術開発センター	<p>生産物売払収入において、販売代金を受領後、直ちに調定すべきところ遅延している。そのため、公金取扱銀行への払込みも遅延している。</p>	<p>販売代金の入金には、農協からFAXされる精算通知書により確認を行っていることから、指摘後は研究調整室内に保管場所を設置して職員同士が相互に確認できるようにし、事務処理の遅延が生じないよう対策を講じました。</p> <p>また、農協に対して、販売代金の入金後は速やかに精算通知書を送付するよう依頼しました。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないよう職員相互によるチェックや、関係規則等の遵守を職員に徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
18	農林	農業大学校	<p>自動販売機設置場所に係る県有財産貸付契約において、入札当日に現金で徴収した落札者の入札保証金が現金出納簿に登記されていない。</p> <p>また、入札保証金から契約保証金への充当が遅延している。</p>	<p>自動販売機設置場所の貸付入札に係る入札保証金の現金出納簿への記載を失念し、入札保証金から契約保証金への充当についても失念しており、処理が遅延していたものであります。</p> <p>現金の受入があった場合は、速やかに現金出納簿への登記を行うことを徹底するとともに、保管金受入の決裁の際には現金出納簿の写しをつけて回付することを義務付け、複数人で出納簿の登記確認を行うこととしました。</p> <p>また、入札保証金から契約保証金への充当がある場合には、契約締結伺いの際に、入札保証金からの充当書類を一緒につけることとし、保管金出納簿においても充当漏れがないか確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
19	農林	肉用牛改良センター	<p>運行開始前等に日常点検を実施する必要がある公用車について、必要な日常点検が行われていない。</p>	<p>貨物自動車については、道路運送車両法に従って日常点検を実施する必要があることを認識していませんでした。</p> <p>このため、運転日誌を新たに作成し、日常点検もチェック出来る一体的な様式へ変更しました。</p> <p>また、始業点検表への記入状況を日常的に総務課長が確認し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
20	農林	農林技術開発センター	<p>総合廃液処理施設保守点検業務委託において、装置異常の早期発見を行うための委託であるのに、仕様書に定める点検指示事項について点検結果を確認できないものがあり、履行確認が不十分である。</p>	<p>今回の指摘を受け、委託業者と協議し、仕様書に定める点検指示事項が全て確認できるよう、点検作業報告書様式を改正し、平成30年12月の点検から改正後の様式で報告を受けております。</p> <p>また、他の保守点検業務契約についても、報告書様式の確認を行い、点検指示項目の漏れがないことを確認しました。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないようにチェックリストに項目を追加し適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
21	農林	農林技術開発センター	<p>産業廃棄物収集・運搬及び処分業務の予定額及び予定価格の積算において、参考見積の産業廃棄物税相当額を含む処分単価を採用しているにもかかわらず、別途産業廃棄物税相当額を計上している。</p>	<p>今回の指摘を受け、予定額及び予定価格の積算について、産業廃棄物税相当額を二重に計上することがないように、職員への周知徹底を図りました。</p> <p>監査後に実施した産業廃棄物収集・運搬及び処分業務においては、別途産業廃棄物税相当額を計上せず積算を行っております。</p> <p>今後は同様の事案が生じないように積算内容の確認を確実にし、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
22	農林	肉用牛改良センター	<p>庁舎の警備業務委託において、仕様書どおりに委託業務が実施されていない。</p>	<p>仕様書で交わしている巡回時間や設置する機種の一部について、実施状況と違いがあったため、警備会社と協議の上、警備に支障がないことから、仕様書の内容変更を行いました。</p> <p>今後は、日常的に、警備日誌の確認を行い、実施状況を把握することで、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
23	農林	肉用牛改良センター	毒劇物の保管・管理において、毒物劇物危害防止規定に基づく点検が実施されていない。	平成24年4月にセンターで策定した「毒物劇物危害防止規定」に基づいた毎月の点検を実施しておりませんでした。 指摘を受け、所長、総務課長と担当班長のスケジューラーに予定日を毎月入力した上で点検を平成30年12月から実施するとともに、「毒物劇物危害防止規定」の共有を再度行い、規定に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。
24	農林	肉用牛改良センター	公用車の車検証の有効期間が満了して更新していない状態で、公用車を使用に供していた。	当該車両は貨物車で1年毎の毎年車検でしたが、総務課担当が乗用車と勘違いして2年車検と思い込み車検証の確認を怠っておりました。また、所属としても公用車の車検・法定点検時期の整理をしておりませんでした。 このため、公用車4台の車検・法定点検時期がわかる一覧表を作成し、所長・次長・総務課長・担当職員で情報を共有しました。 また、総務課長、担当職員のスケジューラーに車両ごとの車検日・法定点検日を入力及び各車両のフロントパネルに次回車検満了日を表示し、公用車運転日誌の表表紙に次回車検満了日を目立つ黄色テープで表示するとともに、例月の月間行事予定表に車検満了日・法定点検日を明記し、職員全員に意識付けを行いました。 今後は、日頃から職員全員が法令順守の意識を持って、再発防止に努めてまいります。
25	土木	対馬振興局建設部管理課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(過払い報酬の返還金)	当該嘱託職員については、報酬支払い後に無断欠勤したことにより、その欠勤日数分の報酬が過払いとなったものです。 当該嘱託職員は、対馬に住民票を残して所在不明となっていることから、親族への文書照会や、毎年度、住民票の異動状況調査を実施するなど、所在確認に努めているところです。 引き続き、適切な債権管理に努めてまいります。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
26	土木	対馬振興局 建設部 管理課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (一般会計、港湾施設整備特別会計:港湾施設使用料等)	<p>【平成20年度発生未収金】 定期的に事業所を訪問して経営状況等の聞き取り調査を行うとともに、督促を行った結果、1件の未済案件については完済されました。 残る1件の未済案件について繰り返し納付催告を行い、回収を行っております。</p> <p>【平成21年度発生未収金】 12月に島外の債権者の事業所を訪問し納付催告を行っておりますが、他にも多額の負債を抱えており、事業経営は依然として厳しい状況にあるとの訴えがあり、計画的な納付の約束を得るには至りませんでした。 現在も繰り返し電話による納付催告を行っております。</p> <p>【平成24年度発生未収金】 高齢で病気(脳梗塞等)の後遺症を抱えており、年金以外収入は無く、生活保護を受給中であることから、回収には至っておりません。 本年度は体調不良により毎月の弁済は滞っておりますが、繰り返し電話による催告を行っております。</p> <p>【平成27年度発生未収金】 昨年度に資産状況の調査を行った結果、生活保護を受給中で年金以外の収入は無い状態と確認をしておりますが、現在も納入催告を行ったうえで、弁済の意思確認を行っております。</p> <p>【平成29年度発生未収金】 債務者は生活保護を受給中で、それ以外の収入はなく精神病を患っていることを確認しておりますが、自宅へ臨戸し催告を行い分納計画書を提出いただき、それによる毎月弁済がなされております。</p>
27	土木	県央振興局 建設部 道路第一課	融雪剤として使用する塩化カルシウム購入等契約において、納品時に現品確認をしておらず履行確認が適正ではない。 また、その後の使用量管理及び在庫管理が適正ではない。	平成30年12月7日付け30道維第411号通知により示された、融雪剤の管理方法により、融雪剤使用量については、使用後に業者から提出される「使用量報告書」により、使用数量及び手持数量を管理いたします。なお、使用数量は、職員による空袋確認、又は空袋写真により確実に履行確認いたします。 在庫管理については、業者等への配布時に「融雪剤受渡書・融雪剤受領書」を双方取り交わし、記録を残すこととし、また融雪剤管理簿を用いて、定期的に保管数量及び管理状況の直接確認を行い、適切に管理してまいります。
28	土木	県央振興局 建設部 河港課	公用車について、法定点検整備が実施されていない。	今後は、法定点検管理簿を作成し、点検漏れがないように、チェック体制を構築いたしました。 引き続き、関係法令等の確認の徹底と適正な事務手続きに努めてまいります。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
29	土木	五島振興局 建設部 道路課	融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、使用量管理及び在庫管理が適正ではない。	平成30年12月7日付け30道維第411号通知により示された、融雪剤の管理方法により、融雪剤使用量については、使用後に業者から提出される「使用量報告書」により、使用数量及び手持数量を管理いたします。なお、使用数量は、職員による空袋確認、又は空袋写真により確実に履行確認いたします。 在庫管理については、業者等への配布時に「融雪剤受渡書・融雪剤受領書」を双方取り交わし、記録を残すこととし、また融雪剤管理簿を用いて、定期的に保管数量及び管理状況の直接確認を行い、適切に管理してまいります。
30	土木	五島振興局 上五島支所 建設部 建設課	融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、使用量管理及び在庫管理が適正ではない。	平成30年12月7日付け30道維第411号通知により示された、融雪剤の管理方法により、融雪剤使用量については、使用後に業者から提出される「使用量報告書」により、使用数量及び手持数量を管理いたします。なお、使用数量は、職員による空袋確認、又は空袋写真により確実に履行確認いたします。 在庫管理については、業者等への配布時に「融雪剤受渡書・融雪剤受領書」を双方取り交わし、記録を残すこととし、また融雪剤管理簿を用いて、定期的に保管数量及び管理状況の直接確認を行い、適切に管理してまいります。
31	土木	壱岐振興局 建設部 建設課	融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、在庫の必要数量の積算根拠が明確でない。また、在庫の中には湿気等により固まって使用に支障があるものが多数生じており、緊急時の対応体制及び在庫管理が不十分である。	平成30年12月7日付け30道維第411号通知により示された、融雪剤の管理方法により、融雪剤使用量については、使用後に業者から提出される「使用量報告書」により、使用数量及び手持数量を管理いたします。なお、使用数量は、職員による空袋確認、又は空袋写真により確実に履行確認いたします。 在庫管理については、業者等への配布時に「融雪剤受渡書・融雪剤受領書」を双方取り交わし、記録を残すこととし、また融雪剤管理簿を用いて、定期的に保管数量及び管理状況の直接確認を行い、使用に支障が生じる事がないよう、適切に管理してまいります。
32	土木	対馬振興局 建設部 対馬空港管 理事務所	公用車について、法定点検整備が実施されていない。	今後は、法定点検管理簿を作成し、点検漏れがないように、チェック体制を構築いたしました。 引き続き、関係法令等の確認の徹底と適正な事務手続きに努めてまいります。
33	土木	県央振興局 建設部 道路第一課	一般国道207号他18線道路清掃業務委託において、県所有の道路清掃車の整備不良により、清掃業務が委託契約の計画どおりに実施されていない。	今後は、定期的な点検、整備の実施や、車両の管理状況について受託者と密に連絡調整を行い、適正な車両及び工程の管理を行ってまいります。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
34	土木	五島振興局 建設部 福江空港管 理事務所	福江空港駐車場周辺緑地 管理業務委託において、予 定額の算出根拠が不明確 である。	当委任契約では、当所で積算した金額よりも相手 方との協議の際に示された金額が下回っていたこと から、その金額を予定額としたことにより、算出根拠 が不明確となったものであります。 今後は、予定額の積算根拠を明確にするとともに 契約事務チェックリストによる確認を確実に行之、適 正な事務処理に努めてまいります。
35	土木	五島振興局 建設部 管理・用地 課	無人航空機(ドローン)の 使用に当たり、「無人航空機 運用方針(試行)」に基づい た対応が行われていない。	建設企画課から示されている「無人航空機運用 方針(試行)」について、ドローン操作資格保有者全 員でミーティングを行い、作業フローや整理すべき 資料等について再確認を行いました。 今後は、履行確認を徹底するなど、適正な運用に 努めてまいります。
36	土木	五島振興局 上五島支所 建設部 管理・用地 課	無人航空機(ドローン)の 使用に当たり、「無人航空機 運用方針(試行)」に基づい た対応が行われていない。	ドローン資格保有者でミーティングを実施し、建設 企画課から示されている「無人航空機運用方針(試 行)」を再確認し、関係資料の整備について周知を 行いました。 定期監査以降、3回の飛行実績がありますが、関 係資料は不備なく整備されております。 今後とも適正な運用に努めてまいります。
37	土木	対馬振興局 建設部 河港課	無人航空機(ドローン)の 使用に当たり、「無人航空機 運用方針(試行)」に基づい た対応が行われていない。	建設企画課から示されている「無人航空機運用 方針(試行)」について、ドローン操作資格保有者全 員でミーティングを行い、作業フローや整理すべき 資料等について再確認を行いました。 今後は、履行確認を徹底するなど、適正な運用に 努めてまいります。
38	土木	県央振興局 建設部 河港課	県央振興局が所管してい るダム施設及び設備の不具 合について、適切な対応が されていない。(3E)	不具合のうち、早期に対応すべき予備発電機の 蓄電池交換を行うことといたしました。 また、警報局サイレン回転灯等、それ以外に対応 が必要なものについても、計画的な修繕・整備を行 い、適切な維持管理に努めてまいります。
39	土木	五島振興局 建設部 管理・用地 課	給水管の設置において、 廃道敷部分の普通財産の 貸付が行われていない。	本来であれば、給水管敷設の廃道敷部分は公有 財産使用許可を行うべきところですが、本内容は、 当初H26.10.3～H31.3.31まで道路占用許可を行っ ていた給水管敷設について、H28.10.15に該当箇所 の一部が廃道となったため、その部分の許可を適切 に行うべきと指摘されたものです。道路維持課との 協議の結果、当初の道路占用許可の期限である H31.3.31までは同許可を有効とし、期限が切れる H31以降は公有財産使用許可を行いました。
40	土木	五島振興局 建設部 管理・用地 課	埋設海水送水管が横断す る国道の占用許可並びに廃 道敷部分の普通財産貸付 が行われていない。	送水管の国道等横断については占用及び使用 許可の処理を行なっていなかったため、平成31年1 月18日付で道路占用許可及び公有財産使用許可 を行いました。 今後は、課内のチェック機能を強化し、適正な処 理を行ってまいります。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
1	土木	河川課 港湾課	<p>○県有施設・設備等の維持管理について</p> <p>本年度前期・後期の監査の結果、施設・設備の保守点検に係る業務委託において、消防用設備やダムの電源設備や観測装置の故障や不調が報告されているにもかかわらず、修繕等の対応がなされていない事例が散見された。</p> <p>特に、近年、記録的な集中豪雨やそれに伴う自然災害が頻発しており、県民の生命・財産を守る施設・設備については速やかに対処することが必要である。</p> <p>修繕等には多額の費用を要するものもあり、経済性・効率性・有効性を踏まえた計画的な修繕・整備を行い、適切な維持管理を行うべきである。</p>	<p>【河川課】</p> <p>県央振興局が所管しているダム施設及び設備において、不具合の報告がされているにもかかわらず、修繕等の対応がなされていなかった件については、平成30年度中に緊急性が高い、無停電電源設備や観測装置の蓄電池交換等を実施いたしました。</p> <p>それ以外の対応が必要なものについては、緊急性を踏まえ計画的に修繕・整備を行うこととしております。</p> <p>今後は、県民の生命・財産を守る公の施設の設備等については、地方機関と連携をとりながら予算確保に努め、計画的な修繕整備を行い、適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>【港湾課】</p> <p>長崎港湾漁港事務所所管の長崎港元船B棟・C棟上屋消防用設備等点検業務委託において、消火器等が不良との点検結果報告を受けていたにもかかわらず、対応がなされていないとのことでしたが、平成30年度までにすべての消火器の更新は終了いたしました。</p> <p>今後は、県民の生命・財産を守る公の施設における設備等について、地方機関と連絡を密にし、予算確保に努め、早急な修繕・整備等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。</p>
2	出納	会計課	<p>○予定価格が3万円を超えない物品購入について</p> <p>物品の購入については、長崎県財務規則第106条(見積書の徴取等)第1項の規定で2者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、1者へ発注できることとされている。</p> <p>今回、物品購入伺簿を確認したところ、一部の所属において3万円を若干下回る予定価格で、同一日若しくは近接した日に、同一業者へ発注している事例が目立った。安易に1者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうおそれがある。</p> <p>については、調達物品の購入数量・時期を適切に把握し、計画的な発注に努めることや、反復的に調達が必要となる物品については、単価契約を行うなど各所属における工夫を促すとともに、経済性・効率性の観点からも物品調達に係る内部チェックの強化に努めるよう指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>物品の購入について、計画的な発注に努めることや反復的に調達が必要となる物品の単価契約の検討等を研修会や会計監督検査等の機会あるたびに周知・指導を行ってまいります。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
3	農林	農山村対策室	<p>○「ながさき収穫感謝祭」にかかる負担金の支出について</p> <p>地産地消や食育の推進などを図るため、県下各地域で開催されている「ながさき収穫感謝祭」においては、農業協同組合や商工会等を構成員とする実行委員会に各振興局が参加し、負担金を支出している。農山村対策室が定めている当該祭にかかる事務取扱方針においては、負担金額について「予算の範囲内とし、50万円を上限とする」と規定しているところである。</p> <p>平成29年度、各振興局は負担金を支出することとなった経緯や負担金の算定根拠を十分に理解しないまま、各実行委員会へ一様に50万円(計7件)を支出しており、また、必ずしも当初事業目標を達成できていないものもある。</p> <p>については、負担金のあり方や、事業執行の方針について検討するべきである。</p>	<p>振興局やJA等実行委員会事務局の担当者への入れ替わり等により負担金支出の目的と根拠に対する認識が希薄になっていることから、負担金を支出する目的と根拠について再度周知を徹底いたします。</p> <p>また、平成31年度からは祭の開催経費について県の負担割合を定め、「ながさき収穫感謝祭シリーズにおける事務取扱方針」に明記することといたしました。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないよう、振興局担当職員への十分な周知、指導を行い適正な事業執行に努めてまいります。</p>

30教総第161号

令和元年5月27日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様

長崎県監査委員 砺山 和仁 様

長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県監査委員 山本 由夫 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 印

平成30年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

平成31年3月12日付 H30-21000-00918 にて提出された監査結果に基づき、別紙
のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	教育	大村城南高等学校	公用車について、法定点検整備が実施されていない。	<p>法定点検整備は、「点検を受けるほうが望ましい」というような誤った認識を持っていたことが原因です。</p> <p>事務室及び関係職員全員が、法定点検整備の必要性について、法令・通知等をもとに共通認識を持ち、個人でなく組織で仕事をする意識を持つとともに、所有する公用車ごとの点検時期について一覧表を作成し、職員間で定期的に点検の実施状況を共有することを確認しました。</p>
2	教育	大村城南高等学校	運行開始前等に日常点検を実施する必要がある公用車について、必要な日常点検が行われていない。	<p>公用車の日常点検の必要性について認識していなかったことが原因です。</p> <p>事務室及び関係職員全員で、通知及び「自動車の日常点検マニュアル」をもとに共通認識を持ち、全車両に「自動車の日常点検チェックリスト」を備え付け、車を運行する前には必ず点検しなければならないこと、特に長距離走行や高速道路走行の出発前には念入りに点検すること、契約している給油スタンドで公用車の利用頻度に応じた点検を依頼することについて確認しました。</p>
3	教育	鶴南特別支援学校	特別支援学校教育就学奨励費に係るタブレット周辺機器の購入において、施行伺を作成していない。	<p>今回指摘を受けた件については、保護者からの委任を受けて発注するものであり、県費で購入する場合と同様に処理することを失念していたことが原因です。</p> <p>事務室職員全員で、今回の指摘内容の原因について共通理解を図り、財務規則等を用いて校内研修を行いました。今後は施行伺から支出処理まで財務規則に即して適正に処理されているか、職員全員が書類の内容を確認しながら、事務処理を進めてまいります。</p>
4	教育	北松西高等学校	消防用設備等点検業務委託において、屋内消火栓設備及び防排煙制御設備が不良との点検結果報告があつたにもかかわらず、対応がなされていない。	<p>消防用設備等点検委託業者の報告では、屋内消火栓設備は消火栓試験時に使用するもので、実際の消火活動に問題はないとのことであったため、簡易な応急処置だけで済ませていました。また、防排煙制御設備不良については、島内に対応できる業者はなく、離島でもあり移動にも多額の経費がかかることから、点検及び参考見積作成に対応できる業者が容易に見つからず、さらに、事務室内で不良箇所について、情報共有できていなかったことが原因です。</p> <p>防排煙制御設備については、平成30年度中に改修を実施しました。屋内消火栓設備は、改修経費が100万円を超える規模で、水周りの工事を伴うため、令和元年度の夏休み中の工事となる見込みです。</p> <p>今後は、不良等の箇所については、県教委へ報告するとともに、予算令達後は、速やかに業者を決定し改修を実施するなど、早急な対応を行ってまいります。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
5	教育	希望が丘高等特別支援学校	<p>自家用電気工作物保安管理業務委託において、予定額及び予定価格の積算単価が改定されているにもかかわらず、前回施行何時の単価をそのまま採用している。</p>	<p>担当者が直近の単価を確認することもなく前回施行何を作成した時の単価をそのまま算定根拠とし、さらに、事務室内のチェック機能も働いていなかったことが原因です。</p> <p>今回の指摘事項となった原因について、共通理解を図り、積算等の根拠となる事項についても事務室職員全員で確認するようにしました。</p> <p>また、書類作成時は、その内容を確認しやすいように、根拠となる財務規則及び入札・契約マニュアル、通知を具体的に示すこととしました。</p>
6	教育	島原農業高等学校	<p>購入実績(消耗品等出納簿記載)があるものの毒物・劇物管理簿に記載がないものがある。</p> <p>また、毒物・劇物については学期毎に点検することとなっているが、管理簿に点検・確認記録が残されていない。</p>	<p>消耗品等出納簿は事務室担当職員が作成し、毒物・劇物薬品管理簿は各教科・部門の担当職員が作成していますが、毒物・劇物薬品を購入した際、職員相互の確認が十分になされていませんでした。</p> <p>また、定期検査については、管理責任者の理解及び認識が不足していたため、使用時の確認は行っていたものの、学期毎の点検を失念していました。</p> <p>指摘を受け、年度当初の職員会議(4月4日)・農務会議(4月10日)で全職員に、今回の指摘事項について説明し、平成27年度高校教育課通知の共通理解の徹底を図り、厳正な薬品の適正管理方法や体制について確認しました。今後も年度当初の確認により再発防止に努めてまいります。</p>
7	教育	大村城南高等学校	<p>公用車の運転について、公用車等運転確認簿による所属長等の確認が行われていない。</p>	<p>公用車等運転確認簿についての認識がなかったことが原因です。事務室及び関係職員全員で、通知をもとに共通認識を持ち、全車両に公用車等運転確認簿を備え付け、所属長等の確認を行うなど、安全運転に努めることを確認しました。</p>
8	教育	小浜高等学校	<p>飲料水冷却器の処分において、新たに飲料水冷却器を購入した業者にフロン回収破壊処理及び産業廃棄物処理をさせている。</p> <p>また、フロンを含む処分費を新規購入費に含めて、備品購入費で支出している。</p>	<p>飲料水冷却機を購入する際に、衣類乾燥機も一緒に購入しましたが、その際に既存の衣類乾燥機とともに既存の飲料水冷却機も家電リサイクルで処分できると判断したことが原因です。</p> <p>具有物品の処分に当たっては、事務室内で関係法令等を参照し、フロンを含む産業廃棄物物品の適正な処分方法について再確認を行いました。</p>
9	教育	小浜高等学校	<p>毒劇物の学期ごとの定期検査が行われていない。また、劇物で使用されていない物が数多く存在し、使用の見込みがないまま保管されている。</p>	<p>毒物・劇物危害防止対策点検表による学期毎の点検は行っていますが、薬品の受払については、使用する毎に記載することで十分と思ひ込み、学期毎の点検を行わなければならないとの認識がありませんでした。</p> <p>また、学校全体としてのチェック機能が十分機能していなかったことも、今回の監査結果の一因と考えます。</p> <p>指摘を受けて、改めて毒物・劇物等薬品の保管・管理の徹底について、通知等を用いて校内研修を行い、理科教員、事務室を含め、法令や通知等に則り、学校全体で適正な管理業務を行えるような体制作りを行いました。</p> <p>なお、今後理科の授業等で使用しない薬品については、計画的な処分を行う予定としております。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
10	教育	諫早特別支援学校	<p>不用決定した物品について、法人の所有する施設内に残置しており、処分方法を早急に検討すべきである。</p>	<p>平成29年度末の分教室閉教室に伴うエアコン・金庫等、重量物の処分方法について、当該物品は施設の固定物や重量物であり本校への移設は困難であり、施設を所有する法人との協議の中で、施設が老朽化しており今後使用する予定がないため、残置してもかまわないとの回答を得ていました。出納局との協議で、「譲与」でなければ「残置」という方法があるとの回答を得たため、物品の払出方法を「その他(残置)」としました。</p> <p>「残置」という処分方法では、本校と法人との間で残置物品の権利義務関係があいまいとなるとの監査の指摘を受け、今後、残置物品の所有権等に関して、書面により相手方との覚書を取り交わすこととしました。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
1	教育	教育環境整備課	<p>○県有施設・設備等の維持管理について</p> <p>本年度前期・後期の監査の結果、施設・設備の保守点検に係る業務委託において、消防用設備やダム電源設備や観測装置の故障や不調が報告されているにもかかわらず、修繕等の対応がなされていない事例が散見された。</p> <p>特に、近年、記録的な集中豪雨やそれに伴う自然災害が頻発しており、県民の生命・財産を守る施設・設備については速やかに対処することが必要である。</p> <p>修繕等には多額の費用を要するものもあり、経済性・効率性・有効性を踏まえた計画的な修繕・整備を行い、適切な維持管理を行うべきである。</p>	<p>施設・設備の点検結果において、不良箇所があった場合の修繕にかかる予算要求に対しては、優先的に予算措置を行っているところであります。</p> <p>平成31年3月18日付けで監査結果の内容とともに適切な事務処理について通知したところですが、年度初めに開催された校長会、事務長会において、適切な対応を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>今後も、安心安全な学校設備整備等の適正な管理に努めてまいります。</p>
2	教育	教育環境整備課	<p>○予定価格が3万円を超えない物品購入について</p> <p>物品の購入については、長崎県財務規則第106条(見積書の徴取等)第1項の規定で2者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、1者へ発注できるとされている。</p> <p>今回、物品購入伺簿を確認したところ、一部の所属において3万円を若干下回る予定価格で、同一日若しくは近接した日に、同一業者へ発注している事例が目立った。安易に1者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうおそれがある。</p> <p>については、調達物品の購入数量・時期を適切に把握し、計画的な発注に努めることや、反復的に調達が必要となる物品については、単価契約を行うなど各所属における工夫を促すとともに、経済性・効率性の観点からも物品調達に係る内部チェックの強化に努めるよう指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>今回の監査結果を受け、平成31年3月18日付け通知や年度初めに開催された校長会・事務長会において、監査結果の内容とともに、競争原理を發揮するため、計画的な発注を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>今後も適正な事務処理に努めてまいります。</p>

長公委（会）第1号
令和元年5月28日

長崎県監査委員	濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員	砺山 和仁 様
長崎県監査委員	山田 朋子 様
長崎県監査委員	山本 由夫 様

長崎県公安委員会委員長
中部 憲一郎

平成30年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

平成31年3月12日付 H30-21000-00918 にて提出された監査結果に基づき、別紙
のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	警察本部	新上五島警察署	舟艇用燃料単価契約において、指名委員会を開催せずに、入札参加業者の選定、指名を行っている。	平成29年度の舟艇用燃料単価契約における指名業者の選定において、施行伺の中に指名予定業者を記載することで、指名委員会を開催していなかったものです。今後は入札・契約事務マニュアルに基づき適正な会計事務を行い、再発防止に努めます。
2	警察本部	新上五島警察署	舟艇用燃料単価契約において、契約保証金の額が不足している。	平成29年度の舟艇用燃料単価契約において落札業者から契約保証金を徴収する際、契約単価に予定数量を乗じ消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10以上を納付させるところ、認識を誤り、消費税及び地方消費税を加算せずに納付させたため、契約保証金が不足したものです。今後は長崎県財務規則に基づき適正な会計事務を行い、再発防止に努めます。
3	警察本部	佐世保警察署	車両用燃料の単価契約において、指名委員会を開催せずに、入札参加業者の選定、指名を行っている。	平成29年度の車両用燃料単価契約における指名業者の選定において、施行伺の中に指名予定業者を記載することで、指名委員会を開催していなかったものです。今後は入札・契約事務マニュアルに基づき適正な会計事務を行い、再発防止に努めます。
4	警察本部	稲佐警察署	写真機外7点の処分において、産業廃棄物として関係法令に基づいた処理が行われていない。	写真機外7点を、事業系一般廃棄物の不燃ゴミであると誤認して処分したもので、本来は事業活動に伴って生じた産業廃棄物として処分すべきであったものです。今後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正な処理を行い、再発防止に努めます。